

長崎県長大橋維持管理事業

実施方針

令和7年7月

長 崎 県

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者選定に関する基本的事項	5
2 事業者の募集及び選定の手順に関する事項	6
3 参加者の備えるべき参加資格要件	8
4 提出書類の取り扱い	16
5 事業契約の手続き	16
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1 基本的な考え方	18
2 予想されるリスクと責任分担	18
3 県による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)	18
4 モニタリングに係る費用負担	18
5 モニタリングの結果の活用	18
6 事業期間中の事業者と県の関わり	19
7 事業終了後の措置	19
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1 施設概要	20
第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
1 基本的な考え方	21
2 管轄裁判所の指定	21
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	21
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
1 法制上及び税制上の措置	21
2 財政上及び金融上の支援	21
3 その他の支援に関する事項	21
第8 その他事業の実施に関し必要な事項	22
1 議会の議決	22
2 応募に伴う費用負担	22
3 問合せ先	22
別紙1 契約スキーム図	23
別紙2 リスク分担表(案)	24
別紙3 位置図	28

様式1 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問書	29
様式2 実施方針及び要求水準書(案)に関する意見・提案書.....	30
様式3 実施方針及び要求水準書(案)に関する現地見学会参加申込書	31

長崎県(以下「県」という。)は、長崎県長大橋維持管理事業(以下「本事業」という。)について、経営能力及び技術的能力等の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業(以下「PFI事業」という。)として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、PFI法第5条第1項の規定により実施方針を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

用語の定義

用 語	定 義
維持管理	橋梁について、円滑な道路機能の維持、耐久性・耐荷性の確保、第三者被害の未然防止を目的として、点検、調査、診断、補修・補強、記録を行う一連の行為
維持管理要領	各橋の維持管理を行う上での点検の実施方法等を定めたもの。西海橋、若松大橋、伊王島大橋、生月大橋、鷹島肥前大橋、大島大橋、平戸大橋の橋梁ごとに作成し、維持管理の指針としている
1年点検 (定点観測)	予め設定した定点観測ポイントを定期的に観察及び写真撮影を行い、経年劣化がわかるように結果を記録するもの
5年点検 (詳細点検)	すべての部材に発生した損傷を詳細に把握することを目的とし、橋梁各部に触れる程度の距離まで接近して目視点検するもの。国土交通省の「橋梁定期点検要領 R6.7」に準拠した 26 種類の損傷に着目して状態を把握する
異常時点検	台風、豪雨、豪雪などの異常気象、または地震が発生した後に、主に交通の安全性を確認するために緊急に行う点検をいう。点検対象部材は異常事象の種類に応じて、交通の安全確保に必要な、橋面上、もしくは支承部、伸縮装置、落橋防止装置等の損傷に着目して実施する必要がある
高度な予防保全	腐食等が生じない比較的短いサイクルで、定期的に塗装塗替・補修工事を行い、耐荷力低下を未然に防ぐことで、供用から 100 年以上の長期においても健全度を維持するもの
長崎県橋梁維持管理システム	長崎県が運用しているデータベースシステム
コンソーシアム	民間事業者の公募に当たり組成される、法人格の無い共同企業体
コンソーシアム構成企業	コンソーシアムへ参加する企業のうち SPC(特別目的会社)に出資する企業
受託・請負企業	コンソーシアムへ参加する企業のうち SPC(特別目的会社)に出資しない企業
モニタリング	事業期間にわたり、事業者が提供するサービスの水準を監視する行為をいい、業務の履行内容が要求水準を満たしているかを確認するもの

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

1)事業名称

長崎県長大橋維持管理事業

2)事業に供される公共施設の種類の種類

橋梁

3)公共施設等の管理者等の名称

長崎県知事 大石 賢吾

4)事業目的

県の地理的特徴として、県土に占める離島・半島の面積が約7割と非常に大きいことから、特殊構造で形成された長大スパンを有する離島架橋を数多く有しており、これらは迂回路がない上に維持管理においては高度な技術力・ノウハウを求められる。

本事業は、支間長 200m を超える橋梁7橋を対象に、高度な予防保全の実行とライフサイクルコストの縮減による長期供用の実現を目的とする。

これらの実現にあたり、民間事業者の有する資金やノウハウを活用し、効率的かつ効果的に事業を実施することを目的として、本事業を PFI 事業として実施するものである。

なお、本事業は、橋梁の維持管理に関する官民連携の取り組みについて、国内に前例がないことから、長期契約による官民双方の課題・効果を検証するため、2橋・5年契約をベースとした第1期事業(スモールスタート)として試行するものである。

5)事業方式

本事業はPFI法に基づき実施するものとし、選定された民間事業者(以下、「事業者」という。)は、7橋の維持管理を実施する。

以上の事業はRO(Rehabilitate Operate)方式とする。

6)施設の位置づけ

県は道路法(昭和27年法律第180号)第13条の規定に基づき、橋梁を含む道路を、指定区間外の国道として管理をしている。

県は道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき、橋梁を含む道路を県道として位置づけている。

7)対象橋梁

本事業は、長崎県内の長大橋7橋を対象(表-1)に、マネジメント、維持補修、点検・診断、詳細調査(診断)、補修設計、修繕工事および、工事監理を包括的に実施するものである。

表－1.対象橋梁一覧

橋梁名	路線名	所在地	主要部分の 構造形式	橋長 (最大支間長)	架設年次 (供用年数)
西海橋	(国)202号	佐世保市針尾町 ～西海市西彼町	上路式鋼アーチ橋	316.2m (244.4m)	1955年 (70年)
伊王島大橋	(一)伊王島香焼線	長崎市伊王島2丁目 ～香焼町	鋼床版箱桁橋	876m (240m)	2010年 (15年)
若松大橋	(主)若松白魚線	南松浦郡 上五島町若松郷	下路式トラス橋	522m (235m)	1991年 (34年)
生月大橋	(主)平戸生月線	平戸市主師町 ～生月町	下路式トラス橋	960m (400m)	1991年 (34年)
大島大橋	(主)大島太田和線	西海市大島町 ～西海町	斜張橋	1,095m (350m)	1999年 (26年)
鷹島肥前大橋	(一)鷹島肥前線	松浦市鷹島町 ～佐賀県唐津市肥前町	斜張橋	1,251m (400m)	2009年 (16年)
平戸大橋	(国)383号	平戸市岩の上町 ～田平町	吊橋	884.6m (465.4m)	1977年 (48年)

※スモールスタート対象橋梁：伊王島大橋、大島大橋

8)業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりである。なお、業務の詳細については、要求水準書(案)で明らかにする。

①アの補修設計、修繕工事、工事監理の総括業務、③ウの異常時点検業務、②、⑤、⑥および⑦は大島大橋、伊王島大橋の2橋のみが対象、それ以外の業務は7橋全てが対象である。

① マネジメント業務

ア 点検・診断、詳細調査(診断)、補修設計、修繕工事、工事監理の統括業務

イ 橋梁ごとの維持管理要領等の見直し検討・提案業務

ウ 県との情報共有及びモニタリング業務

エ 周知・広報等業務

オ 情報管理業務

カ 引継ぎ業務

② 維持補修業務

ア 路面・道路工作物等の保守及び応急措置業務

イ 機械電気保守・点検業務

③ 点検・診断業務

ア 1年点検(定点観測)業務

イ 5年点検(詳細点検)業務

ウ 異常時点検業務

エ 計画修繕工事以外の修繕の提案

④ 詳細調査(診断)業務

※劣化状況等に応じて物理調査等の詳細調査の必要性が生じた場合に想定し、点検・診断業務と補修設計業務のいずれかまたは両方で実施

⑤ 補修設計業務

⑥ 修繕工事業務

ア 計画修繕工事業務

イ 計画修繕工事以外の修繕の提案

⑦ 工事監理業務

9)事業者の収入及び負担等

① 事業者の収入

ア マネジメント業務費

マネジメント業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、本事業の事業期間にわたり、県が事業者を支払う。

イ 維持補修業務費

維持補修業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、年度ごとの予算の範囲内で、出来高に応じて県が事業者を支払う。

ウ 点検・診断業務費

点検・診断業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、年度ごとの予算の範囲内で、出来高に応じて県が事業者を支払う。

エ 詳細調査(診断)業務費

詳細調査(診断)業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、年度ごとの予算の範囲内で、出来高に応じて県が事業者を支払う。

オ 補修設計業務費

補修設計業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、年度ごとの予算の範囲内で、出来高に応じて県が事業者を支払う。

カ 修繕工事業務費

修繕工事業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、年度ごとの予算の範囲内で、出来高に応じて県が事業者を支払う。

キ 工事監理業務費

工事監理業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、年度ごとの予算の範囲内で、出来高に応じて県が事業者を支払う。

② 事業者の負担

事業者は、本事業に要する費用について、県からの支払いがあるまでの間、負担する。

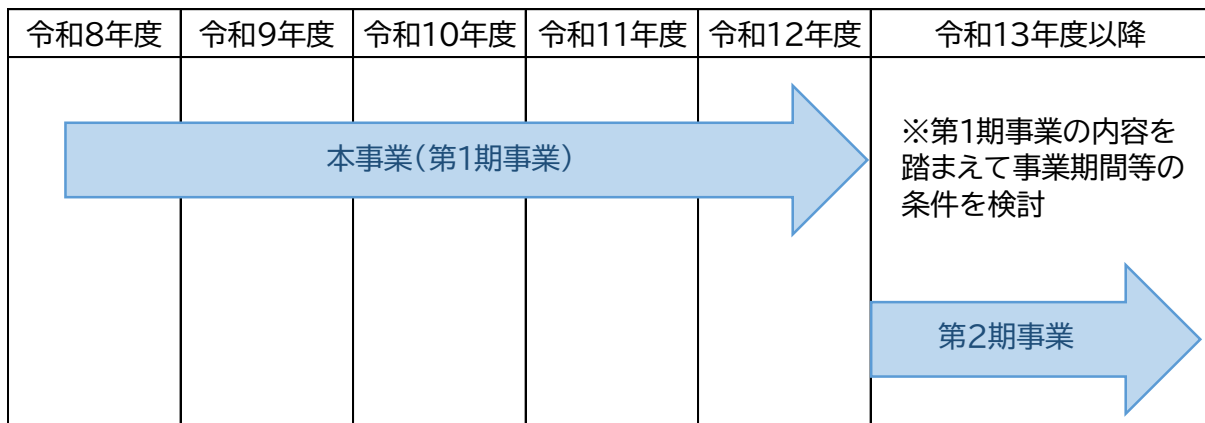
10)事業期間

本事業のスケジュールは表－2のとおりである。事業期間は、令和8(2026)年度(事業契約締結の日)から令和12(2030)年度末までの約5年間とする。なお、本事業は長期一括での維持管理手法の導入に向けた「第1期事業」として、試行期間に位置づけしており、事業内容のモニタリングを通じた知見や課題を踏まえて、令和13年度以降の「第2期事業」の維持管理手法を検討する予定である(図－1)。

表－2 事業スケジュール

時 期 (予 定)	内 容
令和8年5月	基本協定の締結
令和8年6月	事業契約の仮契約の締結
令和8年7月	事業契約に係る議会議決 (本契約締結)
本契約締結後～令和13年3月	維持管理期間

図－１ 事業スケジュール



11)事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたって、事業者は関連する各種法令(施行令及び施行規則等を含む)、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本事業の要求水準に照らし、準備すること。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

1)選定基準

県は、本事業を県が自ら実施する従来型の事業として実施した場合とPFI事業として実施した場合を比べ、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた県の財政負担の縮減が期待できる場合、又は県の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI法第7条に基づき本事業を特定事業に選定する。

2)選定方法

県の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

3)選定手順

県は、次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ① コスト算出による定量的評価(VFM の検討)
- ② 事業者に移転されるリスクの検討
- ③ PFI 事業として本事業を実施することの定性的評価
- ④ 上記の結果を踏まえた総合的評価

4)選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その結果を評価の内容と併せて速やかに公表する。また、特定事業に選定しないこととした場合も、同様に公表する。

結果は県のホームページ等により公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

1)基本的な考え方

本事業は、事業者に委ねる各業務を通じて、事業者の効率的・効果的かつ安定的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することから、事業者の選定にあたっては、調査設計能力、工事能力、維持管理能力、及びマネジメント能力等を総合的に評価する。

2)選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定にあたっては、競争性・透明性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

3)審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。

なお、各審査書類の提出方法及び審査基準等についてはプロポーザル公告時に明らかにする。

① 参加資格審査

プロポーザル参加者に対し、参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求める。

② 提案審査

参加資格審査通過者に対し、提案内容を記載した以下の提案書類の提出を求める。

ア 見積価格

イ プロポーザル説明書と併せて公表する審査基準に基づく総合的な提案内容

4)審査委員会の設置と評価

県は、学識経験者等から構成される「長崎県長大橋維持管理事業公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を設置する。

なお、審査委員会の委員については、プロポーザル公告時に明らかにする。

5)公募型プロポーザルの中止等

公募型プロポーザルの妨害又は談合行為等の疑いがあるとき、不正又は不誠実な行為等により公募型プロポーザルを公正に執行できないと認められるとき、又はプロポーザル参加者が無いときは、再公告又は公募型プロポーザルの取り止め等の対処を図る場合がある。

6)優秀提案者を選定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、県の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

2 事業者の募集及び選定の手順に関する事項

1)事業者の募集及び選定のスケジュール

募集及び選定については、表－3のとおり行うことを予定している。

表－ 3 選定スケジュール

時 期(予定)	内 容
令和7年7月11日(金)	実施方針等の公表
令和7年7月18日(金)	実施方針等に関する現地見学会
令和7年7月11日(金) ～同年7月25日(金)	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和7年8月8日(金)	実施方針等に関する質問への回答公表
令和7年8月下旬	特定事業の選定・公表
令和7年9月中旬	公募型プロポーザル公告(募集要項等の公表)
令和7年9月	プロポーザル説明書等に関する質問の受付
令和7年10月	プロポーザル説明書等に関する質問の回答
受付:令和7年11月 通知:令和7年12月上旬	参加資格審査の受付及び通知 (参加資格審査の実施)
令和7年12月	県と応募者の対話実施
令和8年1月	提案書類の受付
令和8年3月	優秀提案者の決定及び公表
令和8年5月	基本協定の締結
令和8年6月	事業契約の仮契約の締結
令和8年7月	事業契約に係る議会の議決(本契約の締結)

2)実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付及び回答公表

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付は、次の手順により行う。

① 質問・意見の方法

質問・意見は、「実施方針及び要求水準書(案)に関する質問書」(様式1)及び「実施方針及び要求水準書(案)に関する意見・提案書」(様式2)に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には「実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見」と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、下記に示す受付期間に未着の場合は質問・意見がなかったものとみなす。

② 受付期間

令和7年7月11日(金)～同年7月25日(金)午後3時まで

③ 送付先

後述 第8. 3に示す問合せ先

④ 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答公表

質問・意見及び質問・意見に対する回答は、県ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：令和7年8月8日(金)

3)実施方針及び要求水準書(案)に関する現地見学会

実施方針及び要求水準書(案)に関する現地見学会の実施については、次のとおりとする。

※当日は実施方針及び要求水準書(案)を各自持参することとし、質問・意見等は受け付けない。

① 現地見学会開催日及び開催場所

ア 現地見学会

日 時：令和7年7月18日(金)午後2時00分から午後5時00分まで

集合場所：参加申込企業へ別途連絡

説明会内容：長崎県橋梁維持管理システムの使用法

※対象施設の現地見学会は開催しないため、任意による個別確認とする。

なお、施設内部(桁内等)の確認は想定していない。

② 申込方法

「実施方針及び要求水準書(案)に関する現地見学会参加申込書」(様式3)に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名には「現地見学会参加申込書」と記載すること。

③ 参加申込期限

令和7年7月16日(水)午後5時まで

④ 送付先

後述 第8. 3に示す問合せ先

4)特定事業の選定・公表

県は、本事業がPFI法に基づく事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI法に基づく事業として実施することが適当であると判断した場合には、PFI法第7条に規定する特定事業の選定を行い、その結果を公表する。

5)公募型プロポーザル公告

県は、公募型プロポーザル公告、募集要項、要求水準書、審査基準、基本協定書(案)及び事業契約書(案)等(以下「プロポーザル説明書等」という。)を県ホームページにて公表する。

以降のスケジュールは、公募型プロポーザル公告時に明らかにする。

3 参加者の備えるべき参加資格要件

1)プロポーザル参加者の構成等

① 参加者の構成

ア プロポーザル参加者は以下の企業により構成されるグループ(以下「コンソーシアム」という。)とすること。

- (a)本事業全体の統括管理に当たる者(以下「マネジメント企業」という。)
- (b)点検・診断業務に当たる者(以下「点検・診断企業」という。)
- (c)補修設計業務に当たる者(以下「設計企業」という。)
- (d)修繕工事業務のうち、鋼構造に関する工事に当たる者(以下「工事企業(鋼構造)」という。)
- (e)修繕工事業務のうち、塗装に関する工事に当たる者(以下「工事企業(塗装)」という。)
- (f)修繕工事業務のうち、上記(d)、(e)以外の工種に関する工事に当たる者(以下「工事企業(一般土木)」という。)
- (g)工事監理業務に当たる者(以下「工事監理企業」という。)

イ 最優秀提案者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立すること。

- (a)代表企業はマネジメント企業が担い、SPC の出資者のうち最大の出資を行うこと。
- (b)マネジメント企業、点検・診断企業、設計企業、工事企業(鋼構造)は SPC に出資する企業(以下「コンソーシアム構成企業」という。)としてコンソーシアムに参加すること。
- (c)コンソーシアム構成企業は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。
- (d)SPC は事業契約の仮契約の締結までに設立すること。
- (e)SPC は長崎県内に設立すること。

② 代表企業の役割

代表企業は、本事業に係る参加資格審査の申請、プロポーザル手続き及び最優秀提案者となった場合の契約協議など県との調整・協議等における窓口役を担うものとする。

③ 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、工事企業と工事監理企業を同一の者、又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

④ 各業務を担う企業数の制限等

各業務を複数の企業で分担することは可能であるが、企業数の上限は各業務あたり2者までとする。また、後述する3)プロポーザル参加者の個別参加資格要件については、2者を合わせて資格要件を満たすことは認めず、定められた資格要件は企業単体で満たすこと。

⑤ 複数提案の禁止

コンソーシアムの参加企業及びこれらの企業と資本面もしくは人事面において関係のある者は、他のコンソーシアムの参加企業になることができない。

⑥ コンソーシアム外への業務委託の禁止

SPCから業務を受注できるのは、コンソーシアムの参加企業のみとする。

2)各業務を行う者の参加資格要件

プロポーザル参加者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ① 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していない者。
- ② 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していない者。
- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者。
- ④ 参加資格審査の提出期限日から最優秀提案者決定日までにおいて、長崎県知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者。
- ⑤ 県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者。
- ⑥ 直近1年間の国税及び地方税を滞納している者。
- ⑦ 最優秀提案者決定日までに、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第1項若しくは第 19 条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、長崎県の入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。)。
- ⑧ プロポーザル公告日から最優秀提案者決定日までの間においてプロポーザルに参加する者の間に、「長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について(平成 18 年3月 24 日 17 監第 544 号)」に規定された系列会社の基準に該当している者。
- ⑨ PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当する者。
- ⑩ 県が本事業について、導入可能性調査及びアドバイザリー業務を委託した以下の者と資本面又は人事面において関連のある者。
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・株式会社エイト日本技術開発
 - ・豊原総合法律事務所

3)プロポーザル参加者の個別参加資格要件

マネジメント企業、点検・診断企業、設計企業、工事企業、工事監理企業は、上記の2)各業務を行う者の参加資格要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

なお、実績対象は、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、又は公益法人が発注した業務・工事とする。

① マネジメント企業

建設コンサルタント企業がマネジメント企業を担う場合は、アからオ、およびケの要件を満たすこと。

建設コンサルタント以外の企業が担う場合は、ア、およびオからケの要件を満たすこと。

ア 入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 建設コンサルタント登録

以下のすべての登録を有すること。

- ・建設コンサルタント登録(鋼構造及びコンクリート部門)
- ・建設コンサルタント登録(道路部門)

ウ PPP/PFI 事業に係る同種・類似実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下のいずれかの業務実績を有すること。

- ・PPP/PFI事業(事業者選定支援に係るアドバイザー業務も可)
- ・土木構造物等の新設または補修において、設計・施工等の複数業務を包括的に実施する設計施工一括発注、ECI方式等の事業

エ 配置技術者(マネジメント業務の統括責任者)の資格(建設コンサルタントの場合)

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、以下のいずれかの資格を有する者をマネジメント業務の統括責任者として配置できること。

- ・技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」)
- ・建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)で認定された技術管理者(登録部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ・RCCM(専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ・土木学会認定技術者
(1級土木技術者(橋梁)コースB、上級土木技術者(橋梁)コースB)

オ 配置技術者(マネジメント業務の統括責任者)の実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下のいずれかの業務を元請で履行した実績を有すること。

- ・橋梁(支間長 200m以上)の点検業務(管理技術者)
- ・橋梁(支間長 200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務(管理技術者)
- ・橋梁(支間長 200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)工事(主任技術者又は監理技術者)

カ 建設業許可

以下のすべての許可を有すること。

- ・建設業許可(土木一式工事)
- ・建設業許可(鋼構造物工事)

キ 橋梁の工事等に関する同種・類似実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の工事实績を有すること。

- ・橋梁(支間長200m以上)の架設又は補修(耐震補強含む)工事

ク 配置技術者(マネジメント業務の統括責任者)の資格(建設コンサルタント以外の場合)

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、以下のいずれかの資格を有する者をマネジメント業務の統括責任者として配置できること。

- ・1級土木施工管理技士
- ・技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」)
- ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示128号)の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者。ただし、特別認定業種が、「鋼構造物工事業」に係る者
- ・鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ建設業法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者

ケ 配置技術者(マネジメント業務の統括責任者)の交代、兼務等に関する要件

マネジメント業務の統括責任者を事業期間中に交代することは、病気、退職等の事由を除いて原則認めない。また、建設コンサルタント以外の企業がマネジメント企業を担う場合は、工事業務の主任技術者又は監理技術者との兼務は認めない。

② 点検・診断企業

点検・診断企業はアからカまでの要件を満たすこと。

ア 入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 建設コンサルタント登録

以下の登録を有すること。

建設コンサルタント登録(鋼構造及びコンクリート部門)

ウ 県内の事業所

長崎県内に本社または営業所を有すること。

エ 橋梁点検業務に係る同種実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の業務実績を有すること。

・橋梁(支間長200m以上)の点検業務

オ 配置技術者の資格

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、以下のいずれかの資格を有する者を点検・診断業務の担当者として配置できること。

・技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」)

・建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)で認定された技術管理者(登録部門「鋼構造物及びコンクリート」)

・RCCM(専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」)

・土木学会認定技術者(1級土木技術者(橋梁)コースB、上級土木技術者(橋梁)コースB)

カ 配置技術者の実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の業務を元請で履行した実績を有すること。

・橋梁(支間長200m以上)の点検業務(管理技術者)

キ 技術者の交代、兼務等に関する要件

同等の資格および実績を有する技術者をもって途中交代することは可能である。また、必要な資格および実績を有する場合、本事業の他の業務の配置技術者を兼務することは可能である。

③ 設計企業

設計企業はアからカまでの要件を満たすこと。

ア 入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 建設コンサルタント登録

以下の登録を有すること。

建設コンサルタント登録(鋼構造及びコンクリート部門)

ウ 県内の事業所

長崎県内に本社または営業所を有すること。

エ 橋梁の設計に係る同種実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の業務実績を有すること。

- ・橋梁(支間長200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務

オ 配置技術者の資格

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、以下のいずれかの資格を有する者を設計業務の担当者として配置できること。

- ・技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」)
- ・建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)で認定された技術管理者(登録部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ・RCCM(専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ・土木学会認定技術者
(1級土木技術者(橋梁)コースB、上級土木技術者(橋梁)コースB)

カ 配置技術者の実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の業務を元請で履行した実績を有すること。

- ・橋梁(支間長200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務(管理技術者)

キ 技術者の交代、兼務等に関する要件

同等の資格および実績を有する技術者をもって途中交代することは可能である。また、必要な資格および実績を有する場合、本事業の他の業務の配置技術者を兼務することは可能である。

④ 工事監理企業

建設コンサルタント企業が工事監理企業を担う場合は、アからカの要件を満たすこと。建設コンサルタント以外の企業が担う場合は、ア、ウからオ、およびキの要件を満たすこと。

ア 入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 建設コンサルタント登録

以下のすべての登録を有すること。

- ・建設コンサルタント登録(鋼構造及びコンクリート部門)
- ・建設コンサルタント登録(道路部門)

ウ 県内の事業所

長崎県内に本社または営業所を有すること。

エ 工事監理等に係る同種実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下のいずれかの実績を有すること。(単体又は共同企業体の代表構成員としての実績。又は共同企業体のその他構成員として 2 回以上の実績)

- ・橋梁(支間長200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)工事の監督支援業務、品質検査業務、又は工事管理業務
- ・橋梁(支間長200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務
- ・橋梁(支間長200m以上)の架設又は補修(耐震補強含む)工事

オ 配置技術者の資格

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、以下のいずれかの資格を有する者を工事監理業務の担当者として配置できること。

- ・技術士(建設部門、又は総合技術監理部門のうち選択科目「建設」)
- ・1級土木施工管理技士
- ・一級建設機械施工管理技士又は一級建設機械施工技士
- ・建設機械施工技士
- ・建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)で認定された技術管理者(登録部門「鋼構造物及びコンクリート」)

- ・RCCM(専門技術部門「鋼構造物及びコンクリート」)
- ・土木学会認定技術者 (1級土木技術者(橋梁)コースB、上級土木技術者(橋梁)コースB)
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)

カ 配置技術者の実績(建設コンサルタントの場合)

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下のいずれかの業務を元請で履行した実績を有すること。

- ・道路橋(車道幅員5.5m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)工事における監督支援業務、品質検査業務、又は工事管理業務(管理技術者)
- ・橋梁(支間長200m以上)の新設又は補修(耐震補強含む)設計業務(管理技術者)

キ 配置技術者の実績(建設コンサルタント以外の場合)

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の工事を元請で履行した実績を有すること。(単体又は共同企業体の代表構成員としての実績。又は共同企業体のその他構成員として 2 回以上の実績)

- ・道路橋(車道幅員5.5m以上)の製作工事又は架設工事(主任技術者又は監理技術者)

ク 技術者の交代、兼務等に関する要件

同等の資格および実績を有する技術者をもって途中交代することは可能である。また、必要な資格および実績を有する場合、本事業の他の業務の配置技術者を兼務することは可能であるが、工事業務の主任技術者又は監理技術者との兼務は認めない。

⑤ 工事企業(鋼構造)

工事企業(鋼構造)はアからキまでの要件を満たすこと。

ア 入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 建設業許可

建設業許可(鋼構造物工事)を有すること。

ウ 橋梁の補修または新設の工事に係る同種実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の工事实績を有すること。(単体又は共同企業体の代表構成員としての実績。又は共同企業体のその他構成員として 2 回以上の実績)

- ・橋梁(支間長200m以上)の架設又は補修(耐震補強含む)工事

エ 企業の格付け・評価

経営事項審査における直近かつ有効な総合評価値(鋼橋上部工事)が1100点以上であること。

オ 配置技術者の資格

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、以下の(a)および(b)を満たす者を配置できること。

(a)鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ建設業法第 26 条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者

(b)以下のいずれかの資格を有すること。

- ・1級土木施工管理技士
- ・技術士(建設部門「鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門「建設-鋼構造及びコンクリート」)
- ・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示128号)の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者。ただし、特別認定業種が、「鋼構造物工事業」に係る者

カ 配置技術者の実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の工事を元請で履行した実績を有すること。(単体又は共同企業体の代表構成員としての実績。又は共同企業体のその他構成員として 2 回以上の実績)

・鋼道路橋(車道幅員5.5m以上)の製作工事又は架設工事(主任技術者又は監理技術者)

キ 技術者の専任に関する要件

建設業法に基づき工事期間中の技術者の専任を行うこと。

なお、同等の資格および実績を有する技術者をもって途中交代することは可能である。

また、工事監理業務の配置技術者との兼務は認めない。

⑥ 工事企業(塗装)

工事企業(塗装)はアからキまでの要件を満たすこと。

ア 入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 許可・登録等

建設業許可(塗装工事)を有すること。

ウ 事業所

以下のいずれかを満たすこと。

【塗装工事の実績】

・長崎県内に本店、本社等の主たる事業所を有すること。

【塗装工を含む鋼道路橋の製作架設工事の実績】

・九州内に営業所を有すること。

エ 橋梁の塗装工事に係る同種実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下のいずれかの工事を元請で履行した実績を有すること。(単体又は共同企業体の代表構成員としての実績。又は共同企業体のその他構成員として 2 回以上の実績)

【塗装工事の実績】

・鋼道路橋(車道幅員5.5m以上)で3,000m²以上の塗装工事

【塗装工を含む鋼道路橋の製作架設工事の実績】

・鋼道路橋(車道幅員5.5m以上)で3,000m²以上の塗装工を含む製作架設工事

オ 企業の格付け・評定

経営事項審査における完工高が以下のいずれかを満たすこと。

・塗装工事の年平均完工高 1 億円以上

・鋼橋上部工事の年平均完工高 10 億円以上

カ 配置技術者の資格

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、以下のすべての資格を有すること。

・1級土木施工管理技士又は1級建築施工管理技士

・塗装工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ建設業法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者

キ 技術者の専任に関する要件

建設業法に基づき工事期間中の技術者の専任を行うこと。

なお、同等の資格を有する技術者をもって途中交代することは可能である。

また、工事監理業務の配置技術者との兼務は認めない。

⑦ 工事企業(一般土木)

工事企業(一般土木)は、アからキまでの要件を満たすこと。

ア 入札参加資格

令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 許可・登録等

建設業許可(土木一式工事)を有すること。

ウ 県内の事業所

長崎県内に本店、本社等の主たる事業所を有すること。

エ 橋梁の補修工事に係る同種実績

平成 22(2010)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日までに完了した以下の工事实績を有すること。

・道路橋(車道幅員 5.5m以上)の橋梁補修(耐震補強含む)工事

オ 企業の格付け・評価

経営事項審査における直近かつ有効な総合数値(土木一式工事)が1100点以上であること。

カ 配置技術者の資格

参加資格審査の受付日を含め連続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者で、以下の(a)および(b)を満たす者を配置できること。

(a)土木一式工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ建設業法第 26 条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者

(b)以下のいずれかの資格を有すること。

・1級土木施工管理技士

・1級建設機械施工管理技士

・技術士(建設部門、「農業部門」「農業土木又は農業農村工学」、森林部門「森林土木」、水産部門「水産土木」、総合技術監理部門「建設」、「農業土木又は農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか)

・「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示128号)の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者。ただし、特別認定業種が、「土木工事業」に係る者

キ 技術者の専任に関する要件

建設業法に基づき工事期間中の技術者の専任を行うこと。

なお、同等の資格を有する技術者をもって途中交代することは可能である。

また、工事監理業務の配置技術者との兼務は認めない。

4)県の入札参加資格を有しない者の参加

本事業への参加資格審査申請時点において、上記の長崎県入札参加資格者名簿の登録を行っていない場合は、本事業の公募型プロポーザルの参加にあたって、長崎県の競争入札参加資格の申請を行い、その認定を受ける必要がある。詳細は、下記の県ホームページを参照すること。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/>

5)参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は参加資格審査の受付日とする。

6)参加資格の喪失

- ① 参加資格確認基準日の翌日から提案書類の受付日までの間、構成企業のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、当該コンソーシアムは公募型プロポーザルに参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合は、当該コンソーシアムは、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、参加資格等を確認

の上、県が認めた場合は参加できるものとする。

- ② 提案書類の受付日の翌日から 最優秀提案者決定日までの間、プロポーザル参加者の構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合、県は当該コンソーシアムをプロポーザル審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該コンソーシアムが、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、県が参加資格の確認及び参加者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業に支障をきたさないと判断した場合は、当該コンソーシアムの参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- ③ 最優秀提案者の決定日の翌日から基本協定締結日までの間、最優秀提案者が参加資格要件を欠くに至った場合、県は 最優秀提案者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は 最優秀提案者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該 最優秀提案者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、県が参加資格の確認及び最優秀提案者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該 最優秀提案者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。

4 提出書類の取り扱い

1)著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、コンソーシアムに帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、県は長崎県情報公開条例に基づき、県は事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

2)特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

ただし、県が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、県が費用を負担する。

5 事業契約の手続き

1)基本協定の締結

優秀提案者決定後、優秀提案者は、県を相手方として、プロポーザル公告時に公表するプロポーザル説明書に添付する基本協定書(案)に基づき、基本協定を締結しなければならない。

2)契約手続きにおける交渉の有無

県は、契約手続きにおいて、プロポーザルの条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

3)事業契約の締結

県は、最優秀提案者と公告時に公表するプロポーザル説明書等に基づき事業契約に関する協議を行い、令和8年6月に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は県議会における議決を経て本契約となる。県議会における議決は、令和8年7月を予定している。SPCは仮契約の締結までに設立するものとする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、県と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業で実施する各業務等の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うこととする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び県と事業者の責任分担は、原則として「リスク分担表(案)」(別紙2)に定めるものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、プロポーザル公告時に明らかにする。

3 県による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)

県は、事業者が事業契約等で規定された業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準及び事業者の提案内容を達成しているか否か及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

1)維持補修段階

県は、事業者が実施する維持補修業務が県の定める要求水準及び事業者の提案内容等に適合するものであるか否かについて確認を行う。

2)調査設計段階

県は、事業者が実施する点検・診断業務、詳細調査(診断)業務、および補修設計業務が県の定める要求水準及び事業者の提案内容等に適合するものであるか否かについて確認を行う。

3)工事段階

県は、事業者が実施する修繕工事業務および工事監理業務が県の定める要求水準及び事業者の提案内容等に適合するものであるか否かについて確認を行う。

4 モニタリングに係る費用負担

県が実施するモニタリングに係る費用のうち、県に生じる費用は県の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

5 モニタリングの結果の活用

モニタリングの結果、事業者の実施する業務が、県の要求水準及び事業者の提案内容を満たしていないと判明した場合は、県は事業者に業務内容の速やかな改善を求めると共に、業務の未達成の度合いに応じてサービス購入料の減額等を行う。事業者は県の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、モニタリング手順書で明らかにする。

6 事業期間中の事業者と県の関わり

本事業は事業者の責において遂行される。また、県は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

原則として県は代表企業に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

7 事業終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に、県の定める要求水準及び事業者の提案内容を満足する状態で、施設を県に引き継ぐものとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設概要

(令和7年7月現在)

1)所在地:長崎県内

2)橋梁延長: 以下に示す7橋

		西海橋	伊王島大橋	若松大橋	生月大橋
橋梁写真					
構造	構造形式	鋼製ラーメン + 上路式鋼アーチ	鋼箱桁 + 鋼床版箱桁	鋼I桁 + 下路式トラス	PCT桁 + 下路式トラス
	橋長(最大支間長)	316.2m(244.4m)	876.0m(240.0m)	522.0m(235.0m)	960.0m(400.0m)
	架設年次(供用年数)	1955年(70年)	2010年(15年)	1991年(34年)	1991年(34年)
ネットワーク	路線の位置付け	第一次緊急輸送路 (国指定重要文化財) 代替性あり(新西海橋)	第二次緊急輸送路	第一次緊急輸送路	第二次緊急輸送路
	交通量(R3センサス)	12,329台/日	1,808台/日	1,823台/日	3,631台/日
	橋梁へのアクセス	大瀬戸土木維持管理事務所～ 22.1km(30分) ※本土から陸路でアクセス	長崎振興局～21.7km(40分) ※本土から陸路でアクセス	上五島支所～25.7km(35分) ※本土から航路でアクセス	田平土木維持管理事務所～ 18.9km(25分) ※本土から陸路でアクセス

		大島大橋	高島肥前大橋	平戸大橋
橋梁写真				
構造	構造形式	鋼床版箱桁 + PC床版橋 + 斜張橋	鋼I桁 + 斜張橋	PCT桁 + 鋼箱桁 + 吊橋(上路式トラス)
	橋長(最大支間長)	1095.0m(350.0m)	1251.0m(400.0m)	884.6m(465.4m)
	架設年次(供用年数)	1999年(26年)	2009年(16年)	1977年(47年)
ネットワーク	路線の位置付け	第二次緊急輸送路	第二次緊急輸送路	第一次緊急輸送路
	交通量(R3センサス)	7,856台/日	1,982台/日	17,124台/日
	橋梁へのアクセス	大瀬戸土木維持管理事務所～ 16.3km(20分) ※本土から陸路でアクセス	田平土木維持管理事務所～ 61.4km(80分) ※本土から陸路でアクセス	田平土木維持管理事務所～ 1.5km(5分) ※本土から陸路でアクセス

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、長崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者が実施する業務が事業契約に定める県の要求水準及び事業者の提案内容を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。

2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援

事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3 その他の支援に関する事項

県は事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

債務負担行為の設定に関しては、令和7年2月議会で承認済みであり、事業契約に関する議案を令和8年6月議会に提出する予定である。

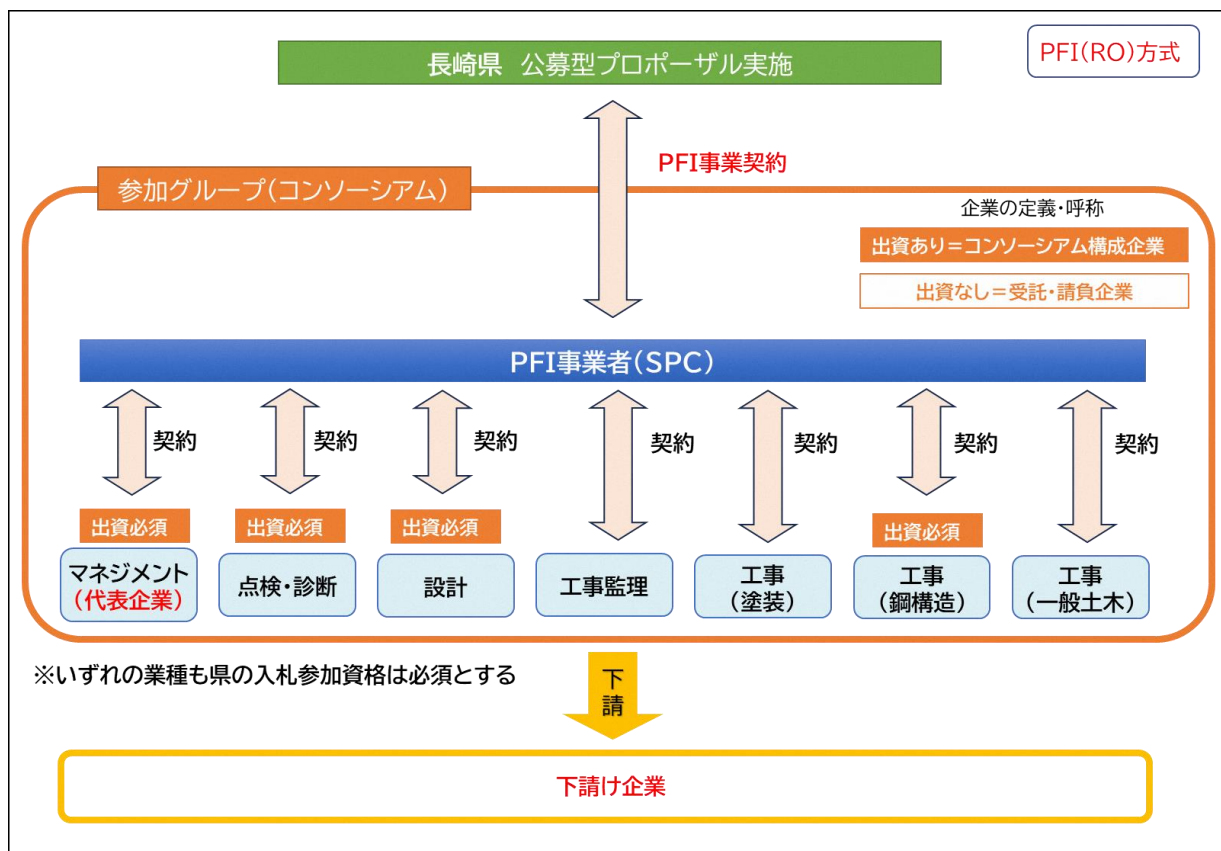
2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

3 問合せ先

長崎県 土木部 道路維持課
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
TEL: 095-824-1111(代表)
FAX: 095-820-0683
E-mail: s08130@pref.nagasaki.lg.jp

別紙1 契約スキーム図



- 修繕工事業務と工事監理業務を同一企業が兼任することは認めないが、それ以外の兼任は可能である。(最小で2社によるコンソーシアム成立も可能)
- SPCへの出資要件については、事業全体における各業務の位置づけ・重要性、関与する地元企業の特性等を総合的に勘案し設定。
- 各業務を複数の企業で分担することは可能であるが、企業数の上限は各業務あたり2者までとする。

別紙2 リスク分担表(案)

本リスク分担表(案)は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書(案)で明らかにする。なお、事業契約書(案)と重複する箇所については事業契約書(案)の規定が優先する。

主負担：○ 従負担：△

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
				県	事業者	
共通	1	法令変更リスク	本事業に直接的に関係する法令の変更・新設によるもの	○		
			広く一般的に適用される法令であって、本事業に間接的に関係する法令の変更・新設によるもの	○	△	
	2	税制変更リスク	事業者の利益に課される税制度の新設・変更に関するもの		○	
			上記以外の税制度の新設・変更によるもの	○		
	3	許認可リスク	県が申請・取得すべき許認可の遅延によるもの	○		
			事業者が申請・取得すべき許認可の遅延によるもの		○	
	4	政策変更リスク	県の政策変更により、事業の内容が変更又は中止される場合に生じるリスク	○		
	5	事業中止・延期リスク	県の事由による事業の中止・延期・遅延	○		
			事業者の事由による事業の中止・延期・遅延		○	
			上記以外の事由による事業の中止・延期・遅延	○	△	予見可能であり、発生の防止手段を合理的に期待できるものは事業者の負担とする。
	6	住民対応リスク	県の提示条件に関する地域住民の要望、訴訟等への対応	○		
			事業者の事由による地域住民への要望、訴訟等への対応		○	
	7	環境問題リスク	事業者が行う業務により生じる騒音、振動、有害物質の排出等によるもの	△	○	県の責めに帰すべき事由によるものは、その範囲において県負担とする
	8	第三者賠償リスク	県の事情(例：事業開始前に県及び事業者間で確認できない既存施設の隠れた瑕疵等)により、第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○		

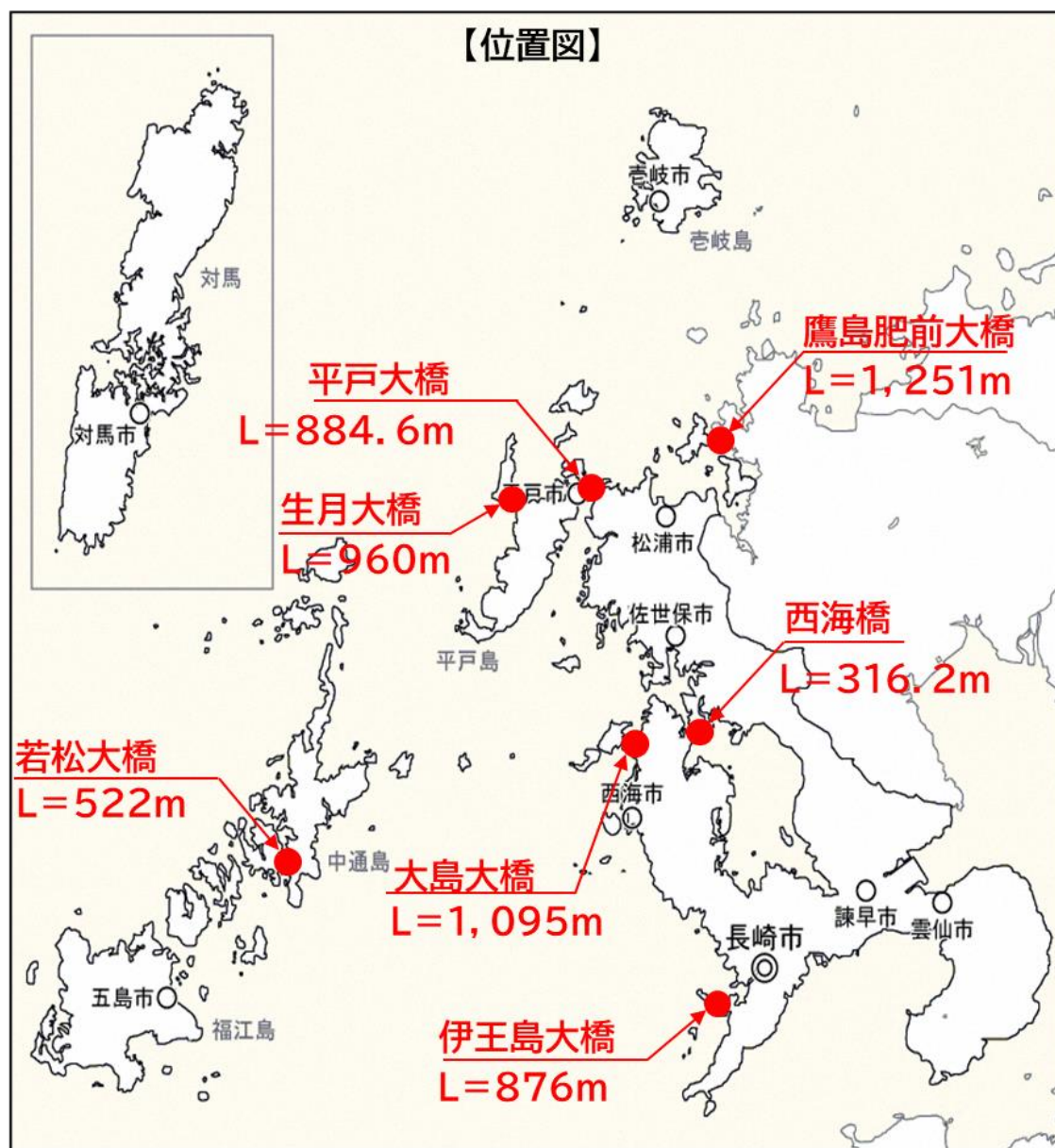
段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
				県	事業者	
		第三者賠償リスク	上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○	△	事業者の責めに帰すべき事由によるものは、その範囲において事業者負担とする
	9	資金調達リスク	事業者の事業の実施に必要な資金の確保		○	
	10	金利変動リスク	金利の変動		○	
	11	用地の未確保	県による用地の確保の遅延又は不能	○		
	12	物価変動リスク	物価変動による費用増加減少等(±1.5%を超えるもの)	○		残業務金額・残工事金額の合計額に対して算定
			物価変動による費用増加減少等(±1.5%以内)		○	
	13	不可抗力リスク	地震・風水害等の自然災害によるもので軽微なもの		○	降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害の定義は、公共土木施設災害復旧事業査定方針第3(二)から(四)の規定によるものとする
			地震・風水害等の自然災害によるもので上記以外のもの	○		
			戦争・暴動等の人為的な事象によるもので軽微なもの		○	「軽微な範囲」については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条(第4、5号を除く)を準用する。
			戦争・暴動等の人為的な事象によるもので上記以外のもの	○		
	14	債務不履行リスク	業務報告の遅延、業務の放棄等の事業者の債務不履行		○	
			報酬の支払いの遅延等の県の債務不履行	○		
募集 契約	15	応募手続リスク	募集要項等公表資料の誤り、内容の変更によるもの	○		
	16	契約リスク	県の事情で、事業者と契約が結べない、又は契約締結が遅延する場合	○		
			事業者の事情で、契約が結べない、又は契約締結が遅延する場合		○	
			その他の事情で契約が結べない、又は契約締結が遅延する場合	○	△	事業者の責めに帰すべき事由によるものは、その範囲において事業者負担とする

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
				県	事業者	
実施段階	17	測量・調査リスク	県が提示した各種調査結果の不備	○		
			上記以外の各種調査結果の不備	○	△	事業者が実施したもの及び、実施すべきものを怠ったことによる不備はその範囲において事業者負担とする
	18	計画変更リスク	県に起因する各種計画、要求水準の変更によるもの	○		
			上記以外の事由によるもの	○	△	事業者の責めに帰すべき事由によるものは、その範囲において事業者負担とする
	19	要求水準未達リスク	要求水準の未達、サービス低下に関するもの		○	
	20	コスト(工事費、維持管理費)変動リスク	県の指示による費用増加	○		
			上記以外の事由による費用増加	○	△	事業者の責めに帰すべき事由によるもの及び、事業者の都合によるものは、その範囲において事業者負担とする
			事業期間中、業務内容に関する技術革新(新技術)により費用が増加・減少した場合	△	○	県の都合によるものは、その範囲において県負担とする
	21	契約不適合リスク	事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかったことに関するもの		○	公共工事標準請負契約約款を参照
			事業契約に規定する契約不適合責任期間後に見つかったことに関するもの	○		
	22	施設損傷リスク	通常利用での劣化に対して、事業者が具体的な対策を提案・履行しないことによるもの		○	
			事業開始時に事業者・県間で確認できた既存施設の損傷、施設管理の瑕疵等の事業者の責めによるもの		○	
			事業開始時に事業者・県間で確認できない既存施設の隠れた損傷、施設管理の瑕疵等の県の責めによるもの	○		
			上記以外の事由による事業期間中に新たに発生したもの	○	△	事業者の責めに帰すべき事由によるものは、その範囲において事業者負担とする

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
				県	事業者	
	23	需要変動リスク	県の施策により利用台数が大幅に増加したことが起因による施設の損傷	○		
	24	事故リスク	事業者の業務実施中に発生する交通事故、施設損傷等の事故	○	△	事業者の責めに帰すべき事由によるものは、その範囲において事業者負担とする
事業終了	25	性能リスク	事業終了時における施設の性能の確保		○	事業期間中に存在していた瑕疵のうち、要求水準に従って業務を実施していなかったことによる瑕疵で、2年以内に県が発見したもの
	26	移管手続リスク	事業終了時の業務引継に関する諸費用		○	

備考：上記リスク分担表に記載されていないリスクについては、双方の協議により決定するものとする。

別紙3 位置図



様式1 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 宛

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問書

「長崎県長大橋維持管理事業」に関する実施方針及び要求水準書(案)について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会 社 名							
	所 在 地							
	部 署 名							
	担当者名							
	電 話							
	F A X							
	E-Mail							
提出質問数								
No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問
1								
2								
...								
(例)	実施方針	1	第1	1	1)		事業名称	

※ Microsoft 社製 Excel(Windows 版)のファイル形式で提出してください。

様式2 実施方針及び要求水準書(案)に関する意見・提案書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 宛

実施方針及び要求水準書(案)に関する意見・提案書

「長崎県長大橋維持管理事業」に関する実施方針及び要求水準書(案)について、次のとおり意見・提案がありますので提出します。

提出者	会 社 名							
	所 在 地							
	部 署 名							
	担当者名							
	電 話							
	F A X							
	E-Mail							
提出意見・提案数								
No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	意見・提案
1								
2								
...								
(例)	実施方針	1	第1	1	1)		事業名称	

※ Microsoft 社製 Excel(Windows 版)のファイル形式で提出してください。

様式3 実施方針及び要求水準書(案)に関する現地見学会参加申込書

長崎県 土木部道路維持課 宛

令和 年 月 日

長崎県長大橋維持管理事業
実施方針及び要求水準書(案)に関する現地見学会
参加申込書

会社名		
所在地		
担当者名 (連絡窓口)	氏名	
	部署名	
	電話	
	FAX	
	E-Mail	
参加者名	現地見学会	

※参加者は3名以内とする。

※実施方針及び要求水準書(案)は各自持参してください。